

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし、豊かな人間性を育むためには欠かすことのできないものです。また、地域の「食」を活かした様々な活動は、郷土への愛情を育み、活力ある地域づくりへとつながっていく非常に重要なものです。

和歌山県では、平成19年に「食べて元気、わかやま食育推進プラン」を策定し、これまでに2度の改訂を行い県民運動として、食育を推進してまいりました。

その結果、「食育」という言葉が県民に浸透し、国産・地産地消への意識の向上、食品ロス削減のために行動している県民及び食品の安全性に関する基礎知識を持つ県民の割合の増加等に成果があらわれています。

また、小・中学校での学校給食の実施率がほぼ100%に達するとともに、全小・中学校で食に関する指導の全体計画を毎年作成し、食育に取り組んでいます。

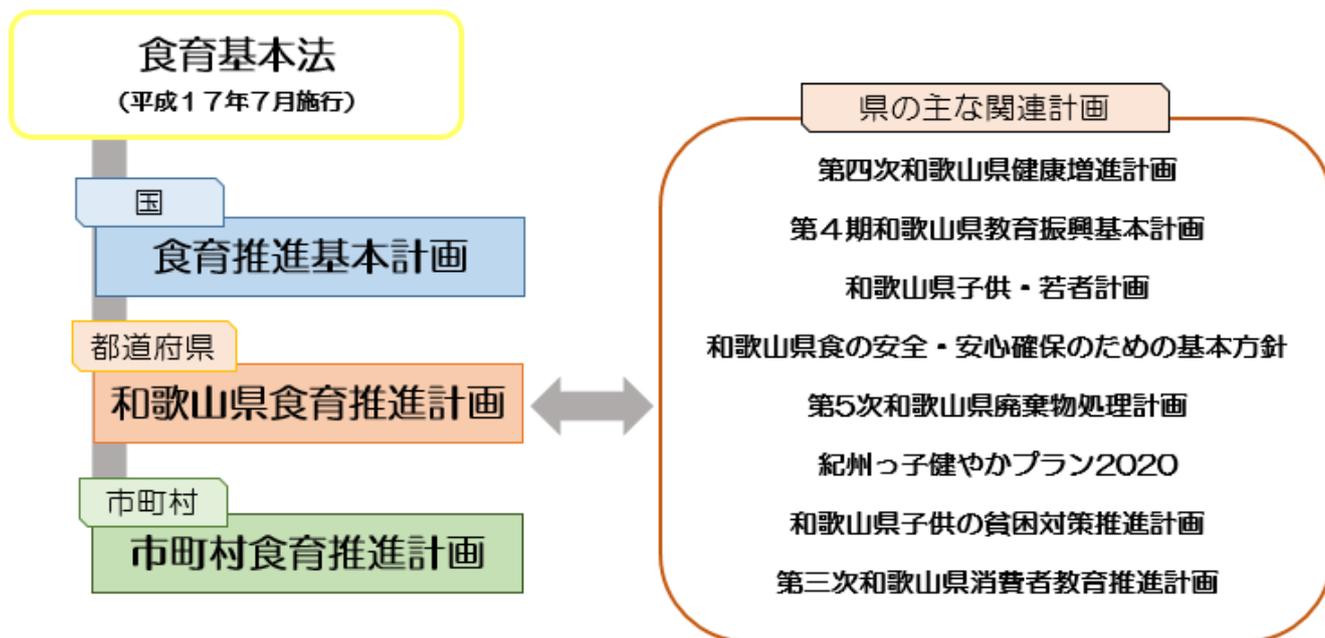
しかしながら、朝食を欠食する割合が増えていることや、1日当たりの野菜や果物の摂取量が少ないなどの栄養バランス面での課題や、地域に伝わる食文化を受け継ぎ、伝えている県民が少ないなどの課題が見受けられます。

こうした食をめぐる現状とこれまでの取組で明らかとなった課題や、国の第4次食育推進基本計画を踏まえ、恵まれた気候風土と長い歴史の中で育まれた豊かな食材や食文化を活かした和歌山県の食育を推進するため、第4次和歌山県食育推進計画を策定いたしました。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第17条（都道府県食育推進計画）に基づく計画として位置付け、和歌山県の特徴を活かした食育推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示したものです。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



## (3) 計画の期間

- 2024年度（令和6年度）～2029年度（令和11年度）までの6年間とします。
- 社会経済情勢の変化により、食育をめぐる状況に影響が生じた場合は、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討します。